

当文教厚生委員会に付託された案件については、9月2日、午後1時から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第55号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

子ども医療費助成事業について、今後も対象年齢を拡大する考えはあるか。とに対し、

対象年齢については、現時点では、拡大を行う予定はありません。とのこと。

前副市長は、高校生の医療費助成は実施しないとされていたが、今回実施する理由はなぜか。また、計画性をもって実施しているのか。とに対し、

本事業は、市長の選挙マニフェストであり、平成29年度から実施に向けて計画的に取り組んできました。とのこと。

同じ義務教育期間中の小学生と中学生で助成割合に差が生じているのはなぜか。どのような経緯で中学生を1割負担にしたのか。とに対し、

中学生の医療費助成導入にあたっては、受診者の自己負担がなくなること
で安易な受診が増すことを懸念し、地域医療を守るために1割負担を決定した
ものです。とのこと。

本事業の主目的はなにか。とに対し、

本事業は、福祉施策ではあるものの、本市の年少人口が戦後最低であるという課題解決に向け、シティプロモーションや子育て支援など、複合的な目的があります。とのこと。

本事業を実施するための財源はどこから捻出するのか。とに対し、

平成29年度と平成30年度の決算額を比べると、扶助費及び義務的経費が減少しており、この差額を財源に考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第64号、議案第65号、議案第66号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、いずれの議案も、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

最後に、議案第67号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。